

2020年2月7日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「インデックス・タイプ（ミリオン）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「インデックス・タイプ（ミリオン）」につきまして、下記のとおり当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの追加にかかる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの削除にかかる約款変更につきましては2020年2月25日に実施する予定です。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド
インデックス・タイプ（ミリオン）
2. 変更内容
 - ①当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの追加
日経225マザーファンド
 - ②当該ファンドが投資対象とするマザーファンドの削除
ミリオン・インデックス・マザーファンド

3. 変更理由

残高減少により、ミリオン・インデックス・マザーファンドにおいて運用の基本方針に即した運用が困難な状況となりつつあることから、ミリオン・インデックス・マザーファンドに投資する当該ファンドについてマザー入替えの約款変更を行うものです。

4. 約款変更日

- ①2020年2月7日（投資対象とするマザーファンドの追加）
- ②2020年2月25日（予定）（投資対象とするマザーファンドの削除）

以上

- ・ 本お知らせに関するお問い合わせ
三菱UFJ国際投信 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】
- ・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更新旧対照表

インデックス・タイプ（ミリオン）

変更後（新）	変更前（旧）
<p style="text-align: center;">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>ミリオン・インデックス・マザーファンドおよび日経225マザーファンド（以下これらを総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p><u>親投資信託受益証券への投資を通じて、わが国の株式に実質的な投資を行い、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。</u></p> <p><u>親投資信託受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</u></p> <p><u>対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>ミリオン・インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。</p> <p><u>なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。</u></p> <p>(略)</p>
<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたミリオン・インデックス・マザーファンドおよび日経225マザーファンド（以下これらを総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券の</p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたミリオン・インデックス・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>ほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>（略）</p> <p>②～③（略）</p>	<p>規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）<u>で市場性のあるものに投資することを指図します。</u></p> <p>（略）</p> <p>②～③（略）</p>
<p>（先物取引等の運用指図）</p> <p>第22条の2 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。</p>	<p>（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p> <p>第22条の2 委託者は、<u>信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。</u></p> <p><u>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</u></p> <p><u>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに余裕金の額の範囲内とします。</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</p> <p>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</p>	<p><u>3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。</u></p> <p>② 委託者は、<u>信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。</u></p> <p><u>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。</u></p> <p><u>3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。</u></p> <p>③ 委託者は、<u>信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。</u></p> <p><u>1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。</u></p> <p><u>ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。</u></p> <p><u>3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。</u></p>

約款変更新旧対照表

インデックス・タイプ (ミリオン)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p style="text-align: center;">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>日経225マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">－運用の基本方針－</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>ミリオン・インデックス・マザーファンド</u>および日経225マザーファンド（以下これらを総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(略)</p>
<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(運用の指図範囲)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された<u>ミリオン・インデックス・マザーファンド</u>および日経225マザーファンド（以下これらを総称して「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>②～③ (略)</p>

以上